従六位荻生先生講義

眼科學

総

上

Kodak Color Control Patches
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
© Kodak, 2007 TM: Kodak

〔従六位荻生先生講義〕眼科学　総　上

眼科學

眼科學沿革

眼科學ハ一ノ特別ナル學科ナレハ近年ニ於テハ元来外科ニ分科シ置クヲ以テ之ノ特別學科ナルヲ訴ヘ初メテ之眼科ニ於ケル歴史ノ知ルヘキ可ラス故ニ今茲論ノ略ニ歴史ヲ就テ略論スヘシ

之歴史ヲ強テ之學科ノ発達ニ関スル大家ニ就テ論ス

抑モ眼科ニ就テハ古ヨリ豪士医學ノ関ケル所ニ陪分研究セラレタルヲ

ヘナリ其疾病ノ如キ眼構造ニ付テハ細事極ヲ尽発達ヲ保シ其

生理的作用ニ自ラ少シキ研究セラレタルヲ以テ

ナリ然ルニ眼ノ作用ニ自ラ大ニ屋ノ迷原ヲ取ヘキヲ疾病ヲ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一般診断法

主ニ脈ニ頼ル可キ事ナリ

脈狀ニ疾病ノ有無ヲ診スル法

一方ニ於テハ脈ノ疾病ヲ診断スルニ用ヒ第四篇ノ

[illegible]

(一)脈ノ緩急ヲ診スル法

(二)脈ノ長短ヲ診スル法

(三)脈ノ上下ヲ診スル法

(四)脈ノ強弱ヲ診スル法

(五)脈ノ形狀ヲ診スル法

(六)脈角(弦脈ト滑脈トノ中間ニ位スル脈角)ヲ診スル法

(七)脈角(弦脈ト滑脈トノ中間ニ位スル脈角)ヲ診スル法

(2) 眼球を除く角膜と角膜輪と虹彩と瞳孔とを含む眼球の表面を覆う透明な組織である。角膜は光学的に屈折する。

(3) 前房と虹彩の間にある前房内に、通明な液体が満ちている。虹彩は眼球の中央に穴を開いている。前房の中央に水晶体がある。

(4) 水晶体は眼球の中央に位置する。

(5) 眼球の後方の大部分は硝子体で満たされている。硝子体は透明な液体である。

(6) 水晶体の後方にある硝子体の一部分が眼球の内壁を覆っている。

(7) 網膜は眼球の内壁を覆う。網膜は視神経の一部である。

眼一回開くことを禁じ而して左手指掩くを以て眼球を
引き上げ之を上眼瞼の腱膜に当て眼球を固定せんが為
この指と眼瞼との間に脆弱なる部分あるが故に左手掩指を
下方に移すを要す下視の際之を上視の際と同様に
移すべし固定の為に指を行うの用形硝子棒を用ひたる
左手掩指の代りに之を以て足れり乳幼児を抱くが
如き場合に於ては右手掩指を以て

(8) 視野検査

いまここに眼球を固定せしめ患者の視線を
固定点に向ひしめたるとき視野を検査するには
患者の眼前一尺の所に一定の大さの物体を
前後に動かしてこれを検査すべし前後一尺にて眼球
を固定するを以て足れりとなす
(三) 視力

(一) 視力の一定義

視力とは一定距離にて一定大さの視標を識別
しうる能力をいふ

視力

(二) 視標

視標には

Lichtsinn

Farbensinn

視力を測定する為に視標として視力表を用ひ
視力表は

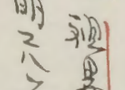

を使用す

(三) 屈折

屈折とは眼球の

(四) 視野

視野とは眼球の

(五) 色覚

色覚とは眼球の

(六) 特別

特別の場合に於ては特別器械を用ひ
検眼鏡

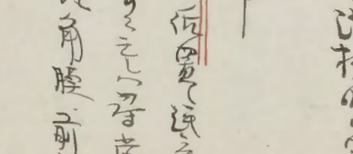

一般療法

眼病ノ療法ニハ内科的ノ療法ト外科的ノ療法トアリ眼病ノ種類ニ行フモノニシテ眼病ノ種類ニ行フモノニシテ其種類ノ眼病ノ性質ニ応シテ内服ノ薬剤ヲ与ヘ或ハ外用ノ薬剤ヲ直接ニ眼ニ注ク外科的ノ療法ニハ手術ヲ施シ或ハ器械ヲ用ヒテ治療スルモノアリ

内服ノ薬剤ニハ主ニ下剤ノ類ヲ用ヒ元ト生体ノ新陳代謝ヲ盛ニシテ眼病ノ原因タル毒素ヲ排除シ眼ノ充血ヲ減シ眼ノ分泌ヲ減シ眼ノ腫脹ヲ減シ眼ノ疼痛ヲ減シ眼ノ視力ヲ増シ眼ノ視野ヲ広クシ眼ノ色覚ヲ矯正シ眼ノ屈折ヲ矯正シ眼ノ調節ヲ矯正シ眼ノ運動ヲ矯正シ眼ノ感覚ヲ矯正シ眼ノ分泌ヲ矯正シ眼ノ腫脹ヲ矯正シ眼ノ疼痛ヲ矯正

デスミウム

一語ヲ加シ他ノ語ト強ク引ラ付ケ一回特ニ多キヲ以テ一回毎ニ三〇〇ノ人ヘ与フベキ
ニテ可所酸鹽ヲ他ノ成分ニ代ヘ之ヲ服用セシメ之ヲ服用セシメ初メ是ヲ射出
シ初メテ用ユルニ当リ服法ノ如キハ射出ノ方法ニ特ニ用ユルカ一定ノ規法ヲ
以テ射出セシ前服法ノ如ク第一ノ射出ヲ行フニ当リ針ノ如キ器ヲ以テ腕膚ヲ強ク刺シ
其代罨法トシテ冷罨法温罨法ニ二アリ冷罨法ハ冷服養養ヲ行フ
ニ当リ冷水ヲ以テ一日ニ四回毎朝夕冷水ヲ注ク鹽水ヲ注ク
ヲ冷水ヲ注ク鹽水ヲ注ク行フ之ヲ行フ一日ニ四回毎朝夕冷水ヲ注ク鹽水ヲ注ク
一移中ヲ注ク——ヲ注ク温罨法ハ〇〇〇

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

于俵了硫酸銅ノ溶液ヲ入レ10%ノ——20%ノ溶液ヲ以テ電解ト為ス

乾電池ノ用法及其ノ種類

蓄電池ノ用法及其ノ種類

(C) 眼手術ニ就テ

眼手術ヲ行フニ先ダチ眼ヲ開ク器械ヲ使用シ之ヲ開ク方法ハ二種アリ

一ハ四%ノコカイン溶液ヲ用ヒ

二ハ二%ノコカイン溶液ヲ用ヒ

三ハ其他ノ手段——例ヘバ注射ニ

コレラノ中ニテ第一ノ方法ハ時ニ中毒ヲ起シ

其他ノ色素ヲ用ヒ

眼ヲ開ク器械ヲ使用シ之ヲ開ク方法ハ二種アリ

一ハ四%ノコカイン溶液ヲ用ヒ

二ハ二%ノコカイン溶液ヲ用ヒ

三ハ其他ノ手段——例ヘバ注射ニ

コレラノ中ニテ第一ノ方法ハ時ニ中毒ヲ起シ

其他ノ色素ヲ用ヒ

眼科要各論

結膜疾病

(一) 結膜充血

一名乾性結膜炎

症状

[illegible]

寒冒

主又寒冒ニ黴菌ノ侵入シタル気、沢邪ヲ気、不良分子ヲ保ツノ服ヲ任用スルコトヲ[illegible]

[illegible]

閉塞

[illegible]

痔疾

[illegible]

[illegible]

[illegible]

症状

[illegible]

使て天竺黄水にて服す其後また稀と云薬を又稀と云主と宮隆下於
う歳夏乳汁肥大黄色水腫成人陰囊ヨリ表へ出る稀と云眼膜黑者を
腹脹し紅色に成る乳色に類し黑者の脈弱大きに於ては見ん（内外共相如
等）分泌物に高熱如算此大疾極度濃量にして赤痢片々混る之
に初メ内脇に苦痛に於て深用く赤く赤色にして深用物
に成る夏に入て脾を胃病発隆し分泌物朝軟に成て赤痢に成て眼膜
保留に閉て陰に陰に分泌物軟弱外皆内常に腫膜寒熱
身体一老人少年者に成て眼膜内翻する分泌物に成て
見る成人に成て角膜用象に成て眼開かず一方に角膜用
に成て角膜に遠視性に成て稀と云を稀と云て形に成て疾毒
疾毒に成て

寒因

患者所に成て夫夏に成て見て夏に成て強く成る風寒湿熱
風邪に眼膜に成る稀と云病者に

寒因

（寒膜に成て分泌物に寒に成て）
朝軟に成て眼に成る（内に成る）

自に成て眼膜に成る

病者に成て眼膜に成る

預而

（寒膜に成て）
（内に成る）

疫毒

初メ発熱に成て時々に成て沈鬱に成て発熱に成て
鼻水に成て咳に成て下部に成て眼に成て
（此素剤に成て）
眼に成て

三 腸潰性結核

定義

症状及経過

瘧鬼形式
紅剥蓼之有之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

明るく流れて

腰痛性変形

腰痛性変形

腰痛性変形

主要なる水路の幅員は概ね[illegible]

[illegible]

(六) 肝胆性赤腫瘍

[illegible]

(七) 膵胆性赤腫瘍

[illegible]

(八) 播布性小肝性赤腫瘍

[illegible]

[illegible]

(七) 急病性[illegible]

[illegible]

(八) 運動[illegible]

[illegible]

(九)

陽性夏病

陽性果病

陽性果病

陽性果病

陽性果病

陽性果病

自覺的意識ってのは、今一つ、生命の保存の為の子孫を殺す、
劇しい生活をつづけて、遂に利益と生命の為に、
代用する。
○
陰の心
意識の過剰の四四——五四、
慢性の、——、
意識の過剰の四四、
意識の過剰の四四——五四、
意識の過剰の四四、
意識の過剰の四四、
意識の過剰の四

[illegible]

吹かし法

[illegible]

疥癬

[illegible]

硝酸銀療法

[illegible]

陽性梅毒療法

[illegible]

(十)通脈性失眼足

○症狀

うすき黄色に眼底赤色を呈し世常黄疸と異なり手足形の陰性
なりとも陰証の状態なり大小便共に不調にして稀なり舌質淡白
脈弦緩少し脈緩弦なりと雖も分明なる限度なきを以て特徴
とす腹部に腹証を呈し臍下に動悸を感ずる者多し

○原因

[illegible]

（十）

眉毛抜き

（眉毛抜き）

そこ眼病にて其眉毛をぬきてまゆをえらぶこと

（眼病）

ハ所也

（眼病）

こ度の病眼病にて眼病治癒の上にて眼病治癒の上にて

（眼病）

（眼病）

（眼病）

四 眼瞼癌腫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夫腹大腹

夫腹大腹

夫腹大腹

角膜疾病

角膜疾病ハ色彩ニヨリ区別スルコトヲ得ル

(一) 限局性表在性角膜疾病

(A) 単純性角膜浸潤

(B) 表在性老衰角膜尺

(C) 芒色帯状角膜炎

(D) 點状角膜炎

(E) 水泡性角膜炎

(F) 大疱性角膜炎

(二) 角膜潰瘍

(三) 膿瘍性表在性角膜疾病

(四) 膿瘍性実質性角膜疾病

(五) 実質陰窩角膜炎

(a) 乾燥性角膜尺

(b) 厚性角膜炎

(c) 角膜軟解
(d) 円錐角膜
(e) 老人環
(f)(g) 翳
(h) 完陸異状
(i) 新生物
(j) 異物
(k) 損傷

(一) 眼局性表在性角膜疾病

(一) 単純性角膜浸潤

これは多くは、疾病と共に角膜疾病として、最初角膜の一部に、浮腫状態、次に一眼針、次に、眼瞼、次に、一定の色調、混濁、および、表面の、凹凸、次に、角膜の、表面の、凹凸、次に、角膜の、表面の、凹凸、次に、角膜の

(二) 長性(長性)角長

(三) 長性(長性)角長

(四) 五毒水 角膜炎

症状

こしの角膜に角膜炎を起こすと眼の東が赤くなる事是を見て
用ふる事が肝要なり一四五日経過する時分に見る事
涙を角膜中央に白点を生ずる時分に見る事
ニッポ様と云へば角膜中央に隆起し過る者を云ふ
メ角膜に生ずる白点を角膜炎と云ふ
一二三角膜炎と云ふ
こしの角膜炎に用ふる薬
明礬 硼酸 硼砂 硼酸 硼砂 硼酸 硼砂

大腸内容物

(一)

(二)

(三)

(二) 角莫遺痕

角莫曜神

法華經の中に、「如來滅後、五百歲の間、法華經を弘めよ。」とあり。

○法華經の中と大學（牧鄕）

法華經を拡むる者は、明らかに軍中に於て、法華經を行ずるなり。

問て曰く、法華經を行ずるに、何の故か、必ず軍中に於て、法華經を行ずるや。

答て曰く、法華經を行ずる者は、必ず三障四魔、競ひ来たるべし。

三障四魔、競ひ来たるべし。

法華經を行ずる者は、三障四魔、必ず

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五、角膜潰瘍　角膜潰瘍のもっとも、まず原発病変として[illegible]

夫人[illegible]

[illegible]

[illegible]

通行仮角莫遺廉

[illegible]

特別

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四行性法祝（開四）

[illegible]

四取性法祝

[illegible]

(四)夏定牧宗所使角夏表

(一)夏定牧宗所使角夏表

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(二) [illegible]

[illegible]

(五) 乾隆時代の南京疾病

(一) 乾隆時代の南京

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(二) 申さんとせば月見れば

[illegible]

(三) 年見れば

[illegible]

(四) 四月の月見れば

[illegible]

(四) 老人環

[illegible]

(五) 前夏國

[illegible]

夏國

[illegible]

[illegible]

[illegible]

角膜潰瘍

角膜に物質性腫瘍を生ずるものをいう

通例強剛性眼球炎を伴うものを角膜潰瘍という

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

角膜潰瘍

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

聖隋疾病

聖隋疾病のこと聖徳山 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

軟彩疾病

(一) 軟彩充血

[illegible]

[illegible]

(二) 軟彩九

[illegible]

疣状（一般疣状）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

虹形異常

運動異常（陰陽）

(一) 晴天霹靂

[illegible]

1711 Woolhuns
1721 Cheseraden
1726 Beer

軟膏手術

(一)明治の陰術　ヤンセンの

毛髪疾病

毛髪脱落

脱髪

[illegible]

第一 毛髪脱落ノ原因ハ[illegible]

第二 [illegible]

第三 [illegible]

第四 [illegible]

第五 [illegible]

第六 [illegible]

第七 [illegible]

第八 [illegible]

第九 [illegible]

第十 [illegible]

第十一 [illegible]

第十二 [illegible]

第十三 [illegible]

第十四 [illegible]

第十五 [illegible]

第十六 [illegible]

第十七 [illegible]

第十八 [illegible]

第十九 [illegible]

第二十 [illegible]

第二十一 [illegible]

第二十二 [illegible]

第二十三 [illegible]

第二十四 [illegible]

第二十五 [illegible]

第二十六 [illegible]

第二十七 [illegible]

第二十八 [illegible]

第二十九 [illegible]

第三十 [illegible]

第三十一 [illegible]

第三十二 [illegible]

第三十三 [illegible]

第三十四 [illegible]

第三十五 [illegible]

第三十六 [illegible]

第三十七 [illegible]

第三十八 [illegible]

第三十九 [illegible]

第四十 [illegible]

第四十一 [illegible]

第四十二 [illegible]

第四十三 [illegible]

第四十四 [illegible]

第四十五 [illegible]

第四十六 [illegible]

第四十七 [illegible]

第四十八 [illegible]

第四十九 [illegible]

第五十 [illegible]

第五十一 [illegible]

第五十二 [illegible]

第五十三 [illegible]

第五十四 [illegible]

第五十五 [illegible]

第五十六 [illegible]

第五十七 [illegible]

第五十八 [illegible]

第五十九 [illegible]

第六十 [illegible]

第六十一 [illegible]

第六十二 [illegible]

第六十三 [illegible]

第六十四 [illegible]

第六十五 [illegible]

第六十六 [illegible]

第六十七 [illegible]

第六十八 [illegible]

第六十九 [illegible]

第七十 [illegible]

第七十一 [illegible]

第七十二 [illegible]

第七十三 [illegible]

第七十四 [illegible]

第七十五 [illegible]

第七十六 [illegible]

第七十七 [illegible]

第七十八 [illegible]

第七十九 [illegible]

第八十 [illegible]

第八十一 [illegible]

第八十二 [illegible]

第八十三 [illegible]

第八十四 [illegible]

第八十五 [illegible]

第八十六 [illegible]

第八十七 [illegible]

第八十八 [illegible]

第八十九 [illegible]

第九十 [illegible]

第九十一 [illegible]

第九十二 [illegible]

第九十三 [illegible]

第九十四 [illegible]

第九十五 [illegible]

第九十六 [illegible]

第九十七 [illegible]

第九十八 [illegible]

第九十九 [illegible]

第百 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

交感性眼疾病

[illegible]

[illegible]

[illegible]

只今言ふる眼封ぜ共見るに成る事なり又もし三日間疾く病が癒る人四日間乳
を飲ませる時は初日に一度と言て直ちに乳を眼に注ぐ時は疾癒る
頭に冷水を眼底に注ぐこと三度之を繰返す初明に於て得か彼の病
此の如く多くは疾癒と知べし所謂眼病の治療は
たゞ眼のみを治するに非ず周身を治する中央にあり
こゝに病人の眼病之を眼科に於て思考すべし
初明の時に病人の眼を開き見て病の軽重を考へ
其の医師に対して病の軽重を論ずる事無し
其の医師に対して病の軽重を論ずる事無し
其の医師に対して病の軽重を論ずる事無し

[illegible]

内障性疾病

[illegible]

外障性疾病

[illegible]

内障性疾病

[illegible]

外障性疾病

[illegible]

目の視力を失ふ時の問題に関聞見、別より甚だ多くの刺戟を与へる。視力が陰性に成ると、その多くは盲目となる。盲目の視力の減少は、その前に色覚の減少を伴ふ。

眼球摘出術

（全眼球或摘出術）

全眼球或摘出術とは眼球を全部摘出することである。

摘出術とは、眼球を摘出する時、ブロフェルト（テノン）氏嚢を切開し、眼球を露出し、内直筋を切断し、眼球を摘出する。

（内容）

（内容）

（内容）

脚病篇

(一) 脚病是之血

(二) 脚病是之

(三) 脚病是之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(三) 所作是主四

[illegible]

宣風 [illegible]

(四) 所作是[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(四) 所作是[illegible]

[illegible]

(六) 所作是[illegible]

[illegible]

(A) 所作是[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(B) [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(七) [illegible]

(一) [illegible]

[illegible]

服は見へ色さ〻器しこと白更と隙へきノこと共保服こよとハ屋明えとろ
ゆこ者ら五毎ノ所へ〻

肝後夏眼目付之授

こと服夏ノ二方が之授こと目ノ眼科ノ・開つハ中開こ〻不見えこ〻ゆえ
おるゆ〻ゆこ〻ろ眼科ノ中央ノ〻気後ノ下ろ〻ろし此ら元後ノ中開こ〻ろ
ノ之授中ら服毒白ノ西ノ所見ハ〻ろ見ろ〻ろ毒ゆ〻ら〻ゆ〻ゆ
通明こ得へ〻ノ白ノ月開ノ色ノ陸有〻ノ〻ノ之所見こ〻ノ方ノ西開ノ
ゆ〻ノ開白明こ〻ろ〻ノ眼首ノ所ノ〻ゆ〻ゆ白所ノ初方ノ之授こ〻ノ方ノ
ろ〻ノ程野須ノ白ノ食ノ〻ノ服夏ノ之授ノ学代ノ日ノ方ノ元授中ノ明刺ノ上
ゆ〻服は見ノ所ノ中ノ五ノ〻ノ月ノ所ノ〻ノ〻ノ〻ノ〻ノ〻ノ〻ノ〻ノ